

岐阜県建設工事共通仕様書等の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている、建設工事共通仕様書、施工管理基準、写真管理基準(案)、工事関係書類様式、施工管理関係書類様式の改定を行うものである。

【主な改定点】

仕様書全体

- ・ 国土交通省、農林水産省等の共通仕様書改定に伴うもの
- ・ 工事書類の効率化に伴うもの
- ・ 誤字、誤記、フォントの修正
- ・ 適用すべき基準図書の追加、訂正、削除
- ・ 適用する法令、JIS、通知等の改正に伴うもの
- ・ 項ずれに伴うもの

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

- ・ 第19項「提示」について「PCやタブレット等で示し」を追加

1-1-5 施工計画書

- ・ 第1項「一般事項」について、「災害復旧等早急な対応を要する工事の概略発注や関係機関協議等の制約条件により施工方法が未確定な工種等については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。」を追加
- ・ 第1項「一般事項」について、「法定休日・所定休日（週休二日制の導入）」を追加

1-1-9 工事の着手

- ・ 「工事開始日以降1～2週間以内に**工事着手前協議**を行わなければならない。」を「契約後1～2週間以内に「総合評価落札方式の履行項目」、「法定福利費」およびその他すみやかに協議が必要な事項について、**工事着手前協議**を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うものとする。」に修正

1-1-20 建設副産物

- ・ 第5項「再生資源利用計画」及び第6項「再生資源利用促進計画」について、「施工計画に含め」を「施工計画書にその写しを添付して」に修正

1-1-21 監督員による確認及び立会等

- ・ 第7項「重点監督」の表1-3「段階確認一覧表」について、「表面安定処理」を「表

面混合処理」に修正

- ・ 第 7 項「重点監督」の表 1-3「段階確認一覧表」について、「地覆工」及び「橋梁用高欄工」を追加
- ・ 第 7 項「重点監督」の表 1-3「段階確認一覧表」について、「トンネル工」の「巻立空間」の「確認の頻度」欄に追加
- ・ 第 7 項「重点監督」の表 1-3「段階確認一覧表」の表外の記載について、「確認頻度の」を追加

1-1-23 工事完成検査

- ・ 第 1 項「工事完成通知書の提出」について、「を通じて発注者に」を追加
- ・ 第 4 項「検査内容」について、「(3)週休二日制の履行状況」を追加

1-1-30 週休二日の対応

- ・ 「週休二日の対応」を追加

1-1-31 UAV等を使用する際の安全面への配慮

- ・ 第 23 項「UAV等を使用する際の安全面への配慮」を追加

1-1-35 環境対策

- ・ 第 12 項「石綿等」を「石綿使用の有無」に修正
- ・ 第 12 項の内容を修正

1-1-37 交通安全管理

- ・ 第 13 項「通行許可」について、「または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能の回答」を追加

1-1-43 提出書類

- ・ 第 4 項「創意工夫等」について、創意工夫に関する事項は施工計画書に記述することとし、社会性等は、施工計画書への記載は不要とした。

1-1-48 主任技術者及び監理技術者等

- ・ 第 2 項「技術者の途中交代」において、「メンテナンスエキスパート（ME）の認定を受けた者が、別途、県が発注する道路施設の点検・修繕業務委託工事において、ME認定者として点検・診断・工法提案を行う場合」を追加

第 2 章 土工

第 3 節 河川土工・砂防土工

2-3-2 掘削工

- ・ 第 6 項「残土運搬時の注意」において、「及び道路利用者」を追加

2-3-3 盛土工

- ・ 第 11 項「採取土及び購入土運搬時の注意」において、「及び道路利用者」を追加

2-3-7 残土処理工

- ・ 第 3 項「残土処理時の注意」において、「及び道路利用者」を追加

2-4-2 掘削工

- ・ 第 8 項「残土運搬上の注意」において、「及び道路利用者」を追加

2-4-3 路体盛土工

- ・ 第 14 項「採取土及び購入土運搬時の注意」において、「及び道路利用者」を追加

2-4-4 路床盛土工

- ・ 第 16 項「採取土及び購入土運搬時の注意」において、「及び道路利用者」を追加

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 3 節 レディーミクストコンクリート

3-3-5 銘板

- ・ (2) 銘板に表示する項目及び内容の詳細について、「監督員の確認を受ける」を「監督員と協議するものとする」に修正
- ・ (4) 銘板の設置枚数及び設置位置の詳細について、「監督員の確認を受ける」を「監督員と協議するものとする」に修正

第 7 節 型枠及び支保

3-7-4 取外し

- ・ 第 3 項「型枠穴の補修」の記載を修正

第 2 編 材料編

第 2 章 土木工事材料

第 3 節 骨材

2-3-1 一般事項

- ・ 第 1 項「適合規定」に「JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材)」を追加

第 7 節 セメントコンクリート製品

2-5-1 一般事項

- ・ 第 6 項「海水または潮風の影響を受ける地域の措置」に記載の試験方法について、第 5 項「アルカリシリカ反応抑制対策の確認」へ移動

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 一般施工

第 2 節 適用すべき諸基準

- ・ 「適用すべき諸基準」に「地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成 23 年 8 月)」を追加

第 5 節 石・ブロック積(張)工

1-5-3 コンクリートブロック工

- ・ 第 2 項「コンクリートブロック積」に「(張)」を追加

第 6 節 一般舗装工

1-6-7 アスファルト舗装工

- ・ 第 4 項「加熱アスファルト安定処理の規定」の(12)において、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合の取扱いを追加

第 10 節 仮設工

1-10-1 一般事項

- ・ 第 1 項「適用工種」において、「共同溝仮設備行工」を削除し、「仮設工」を追加

第 4 編 河川編

第 6 章 排水機場

第 7 節 付属物設置工

6-7-1 銘板工

- ・ 「銘板工の施工については、第 4 編 河川編 3-8-5 銘板工の規定による。」と追加

第 5 編 砂防編

第 1 章 砂防堰堤

第 8 節 コンクリート堰堤工

1-8-1 一般事項

- ・ 第 1 項「一般事項」において、「コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工」を「コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工」に修正

1-8-6 コンクリート側壁工

- ・ 第 5 項「排水孔」において、「排水孔」を「水抜孔」に修正

第3章 斜面对策

第5節 擁壁工

3-5-1 一般事項

- ・ 「作業土工」を「作業土工（床掘り・埋戻し）」に修正

3-6-1 一般事項

- ・ 第1項「適用工種」において、「作業土工」を「作業土工（床掘り・埋戻し）」に修正
- ・ 第1項「適用工種」において、「集水柵工、現場打水路工」を「現場打水路工、集水柵工」に修正

第6編 ダム編

第1章 コンクリートダム

第3節 掘削工

1-3-5 岩盤面処理

- ・ 第1項「一般事項」において、「監督員が変更する場合がある」を「監督員が変更を指示する場合がある」に修正

第7編 道路編

第1章 道路改良

第3節 工場製作工

1-3-2 遮音壁支柱製作工

- ・ 第3項「防錆処理」において、「JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT77）以上」を「JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT77）の77 μ m（塗膜）以上」に修正
- ・ 第3項「防錆処理」において、「JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT49）以上」を「JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT49）の49 μ m（塗膜）以上」に修正

第11節 落石雪害防止工

1-11-2 材料

- ・ 第6項「落石防護工」の「表 1-4」内で、「JIS H 8641 HDZT77 以上」を「JIS H 8641 HDZT77 の77 μ m(膜厚)以上」に修正
- ・ 第7項「落石防護柵の塗装」において、「第2編 材料編 2-11-1 塗料」を「第2編 材料編 2-11-1 一般事項」に修正

第2章 舗装

第5節 排水構造物工（路面排水工）

2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工

- ・ 第 1 項「街渠柵の基礎」及び第 2 項「接合部のモルタル配合」において、「街渠柵」を「集水柵（街渠柵）」に修正

第 9 節 標識工

2-9-2 材料

- ・ 第 3 項「標識の加工」の「表 2-3」内で、「JIS H 8641 HDZT77 以上」を「JIS H 8641 HDZT77 の $77\mu\text{m}$ (膜厚) 以上」に修正
- ・ 第 3 項「標識の加工」の「表 2-3」内で、「HDZT49 以上」を「JIS H 8641 HDZT の $49\mu\text{m}$ (膜厚) 以上」に修正

第 6 章 トンネル (NATM)

第 3 節 プレキャストシェッド下部工

6-5-3 覆工コンクリート

第 11 項「横断目地」において、「トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。」と追加

第 15 章 雪寒

第 3 節 除雪工

15-3-1 一般事項

第 7 項「報告書」において、「翌日までに」を削除

第 24 節 橋脚巻立て工

16-24-4 RC 橋脚鋼板巻立て工

第 29 項「超音波探傷試験の検査技術者」において、「(社) 日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された」を「JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく」に修正

第 8 編 下水道編

第 10 章 付帯工

第 3 節 一般事項

10-3-7 殻運搬処理工

第 1 項において、「その写しを提出」を「その写しを提示」に修正

第 12 編 土地改良編

第5章 管類布設工

第2節 一般事項

5-2-1 適用すべき諸基準

- ・(20)JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)、(21)JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)、(22)JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料) を追加

第7章 ため池改修工

第2節 堤体工

7-3-10 腰ブロック工事

- ・「硬質塩化ビニル管 (VP φ 50mm) を 1m²に 1箇所程度」を「硬質ポリ塩化ビニル管 (VU φ 40mm) を 1m²に 1箇所程度」に修正

第6節 取水施設工

7-6-3 腰ブロック工事

- ・第4項において、「捲揚オネジ及びメネジ」を「おねじ及びめねじ」に修正
- ・第5項において、「オネジ」を「おねじ」に修正
- ・第6項において、「捲揚機」を「開閉装置」に修正

7-6-4 土砂ゲート工

- ・第4項において、「捲揚」を「開閉」に修正